

# 天津大野木マイツニューズレター

2010年1月号

2010年1月21日 担当:鈴木明男

## 年度末業務の必要手続き事項及び注意点のご連絡

新年、明けましておめでとうございます。

本年もどうぞ宜しくお願いいたします。

昨年、11月より赴任してまいりました鈴木と申します。

それ以前は、ポーランドを中心とした東ヨーロッパの日系企業の税務、会計、その他進出サポートなどを行ってまいりました。国は異なりますが、日系企業の方々にはきめ細かなサポートをできればと考えておりますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

新年を迎えたばかりですが、まさに年度末業務真只中のことと存じます。大変ご多忙のことと存じますが、失念することはできない、重要な手続き事項がございます。

既にご存知のこととは存じますが、当該手続き事項について時系列でまとめると共に注意すべき事項をご紹介しますので、ご参考としてご利用ください。

### 1. 今後の年度末業務のスケジュール

項目	関係機関	期限	内容
1.企業所得税(予定納税)	国家税務局	1月18日	前年10月～12月分の企業所得税について予定納税申告を行います。
2.社会保険算定基礎届け	社会保険基金管理中心	2月末	中国人従業員の社会保険算定基礎届けを行います。
3.会計監査・外貨監査※1	注冊会計師事務所	4月30日	外商投資企業は中国注冊会計師事務所の会計監査が義務付けられています。
4.聯合年次検査 ※2	工商行政管理局	4月30日	対外経済貿易部門、税務局、行政局、税関等の各関係諸機関の検査を受けます。
5 企業所得税確定申告 ※3	国家税務局	年度終了後 5ヶ月以内	年間の確定税額を計算し、四半期毎に納税済みの予定納税額と精算します。

#### ※1 会計監査・外貨監査

外商投資企業は、決算日後4ヶ月以内に前年度財務諸表について中国注冊会計師事務所による年度会計監査を受け、監査報告書を発行してもらう必要があります。年度会計監査と同時に、中国注冊会計師事務所にて企業の外貨収支状況について外貨監査を受け、外貨監査報告書を発行してもらいます。

この監査報告書及び外貨監査報告書は、聯合年次検査や企業所得税確定申告の手続き時に添付資料として各関係諸機関へ提出します(外貨監査報告書は外貨管理局へ提出)。

なお、前年7月1日以降に設立された会社で前年度は開業期間中(生産型企業にあつては生産開始前。その他の企業にあつては設立後初めての売上が計上される前)である場合には、監査報告書の作成が不要となるケースもありますので、事前に所轄工商行政管理局、税務局、外貨管理局等関係諸機関へ事前に確認された方が良いでしょう。

#### ※2 聯合年次検査

聯合年次検査は、企業の基本状況・投資者状況・前年度の生産経営状況・外貨収支状況等の企業情報を関係諸機関に報告し、チェックを受ける手続きを言います。手続きは原則として3月1日から6月30日までの間に聯合年次検査報告書及び各部署が求める添付書類を各諸機関へ提出しなければなりません。企業に正当な理由がある場合には、認可を受けた場合には最大30日間の提出期限の延長を申請することが可能です。一般的には、これら書類を一括して受け付ける期間が設けられており、この期間中に指定された場所へ行き手続きを行います。

聯合年次検査の参加部門は以下の通りです（地方により異なる場合があります）。

- ・ 工商行政管理局 ・ 対外経済貿易部門 ・ 国家経済発展委員会 ・ 財政部門 ・ 国家税務局 ・ 地方税務局
- ・ 税関 ・ 外貨管理局 ・ 統計局

一部地域ではインターネット年次検査が導入されている場合には、必ずしも全ての政府機関に出向く必要はありません。

聯合年次検査により、重大な違法行為のある企業、規定に従って出資していないか、又は経営活動を行っていない企業を発見した場合には、その企業を聯合年次検査の不合格企業とし、期限内の是正を命じます。期限内に是正しない企業に対しては、罰則を課し、重大なものについては、企業の認可機関である対外経済貿易部門が認可証書を撤回し、所轄の工商行政管理部門が営業許可を取り消すこととなります。

### ※3 企業所得税確定申告

#### (1) 手続き

企業所得税の申告は、四半期毎の予定納税申告と年度末の確定申告納税があります。第4四半期（10月～12月）については、1月18日（原則として、四半期終了日の属する月の翌月15日）までに予定申告を行い、5月31日までに年度確定申告を行います。確定申告書を提出する際には以下の資料が求められています。

- ① 財務諸表及び明細書
- ② 中国公認会計師事務所発行の年度会計監査報告書
- ③ 会計方針の変更資料
- ④ 税務局に発給される減免税措置に関する確認書

※ 外商投資企業が企業所得税の減免を享受するためには、事前に税務期間に業種・取扱商品名・経営期間等の企業情報を税務局に報告し、承認を受けなければなりません。

#### ⑤ その他要求された書類

年度業務は年明け後、4月ごろまでに行う事になりますが、この期間中に春節休暇（旧正月：今年は2月14日（法定休日は、2月13日から2月19日））があるため、ある程度余裕を持って手続きを進められることが望ましいでしょう。

## 2. 移転価格税制に関する注意点

機能・リスクが限定された企業のうち、損失が生じている場合には、翌年6月20日までに移転価格同期資料を税務局へ提出しなければなりません。該当する可能性がある場合には、同期資料の作成等準備に時間を要しますので、早めにご検討することをお勧めいたします。

以下、昨年12月版のレターにも掲載しておりますが、ご参考としてご覧いただければと存じます。

2009年の動きを簡単にまとめると次のようになります。

「年度関連企業間取引報告表」 (国税発 [2008] 114 号)	・ 確定申告書に「年度関連企業間取引報告表」を添付し提出。 ・ 関連会社、関連取引、移転価格算定方法、同期資料の作成有無等の情報を記載。
「特別納税調整実施弁法」(国税 発 [2009] 2 号)	・ 移転価格同期資料の記載内容を明確化。 ・ 関連会社との売買取引総額 2 億元以下、その他の関連取引金額 4 千萬元以下等一定の場合以外は、翌年 5 月末までに同期資料を作成し備え付けることを義務化。
「クロスボーダーの関連取引の 監視および調査の強化に関する 通知」(国税函 [2009] 363 号)	・ 機能・リスクが限定された企業は、金融危機による市場リスクや戦略リスク等を負担せず、機能リスクに相応する利益配分をし、合理的な利益水準の維持を要求。 ・ 機能・リスクが限定された企業で、その年度に損失が生じている場合、翌年 6 月 20 日までに移転価格同期資料を税務局に提出することを義務化。

## 3. 増値税の発票の仕入税額控除期限の延長について

増値税一般納税人が取得する2010年1月1日以降発行の増値税専用発票については、発行後認証を受けるまでの期間が従来の90日から180日に延長されました。2009年12月31日以前に発行された発票については、従来どおり90日以内の認証が必要であるため、留意が必要です。

以上、ご質問、ご不明点とうございましたらお気軽にご連絡ください。

年度末業務で大変ご多忙のことと存じますが、お体には十分御自愛くださいませお過ごしください（完）